

日本産婦人科医会埼玉県支部医療強化委員会規程

- 第1条 本委員会は日本産婦人科医会埼玉県支部医療強化委員会と称する。
- 第2条 本委員会の目的は埼玉県産婦人科医会会員の研修、指導の強化と適正な医療の徹底につとめ社会の希望につたえるものとする。
- 第3条 本委員会の委員長は埼玉県産婦人科医会会长が兼務し、埼玉県産婦人科医会の役員若干名及び地区ブロック長をもって構成する。
- 第4条 委員の任期は日本産婦人科医会埼玉県支部長の任期による。
- 第5条 本委員会の業務は次の通りとする。
- (1) 産婦人科の適正医療から免脱防止
 - (2) 社会に対する産婦人科医療についての啓蒙
 - (3) 日本産婦人科医会埼玉県支部学術研修会等に出席の悪い会員に対する指導
 - (4) 母体保護法の適正な運用の指導
 - (5) 医療に関する過剰宣伝の防止
 - (6) 「医療相談コーナー」に寄せられた事項に対する検討及び対応
 - (7) 本委員会において生じた疑義或いは中央委員会で処理が適当と思われた事項の中央委員会への連絡
- 第6条 委員会の審議内容については公表しないものとする。

この規程は昭和56年2月18日から実施する。

附則

1. 平成14年2月13日一部改正

内規

- 1. 強化委員会は年4回開催し、他は適宜必要に応じて開催する。
- 2. 各ブロック毎に年約4回の地区委員会を開き各種検討する。
- 3. ブロック内では適宜、各都市医師会産婦人科医会の会合を実情に応じて開く。
- 4. 問題の指導にあたっては産婦人科医会の名において行うものとする。